

## 津島労働基準監督署からのお知らせ



残業上限規制・年休5日付与義務・  
同一労働同一賃金・・・  
法律がどんどん変わるけど  
ついていけないなあ・・・



**職員がていねいに  
説明いたします！**

詳しくは下記をごらんください。

### ★ 個別訪問サービス

当署職員が貴社に訪問し、貴社の疑問・悩みにおこたえします。

※ 夜間（～20：00まで）の対応も相談に応じます！

### ★ 商工会出張サービス

大治町商工会の場所をお借りして、当署職員が  
貴社の疑問・悩みにおこたえします。

### →申し込みはお電話で！

大治町商工会 ☎ 052-442-4511 または

津島労働基準監督署 監督係 ☎ 0567-26-4155

※ 迷われたらまずはお電話を！